

第115回国有財産東海地方審議会の 開催結果について（持ち回り方式により開催）

本日、「国有財産東海地方審議会」において、東海財務局長から諮問した下記事項について、諮問どおりとする旨の答申がなされました。

【諮問事項】

静岡県静岡市葵区安東に所在する留保財産を社会福祉法人静和会に対し、地域密着型介護老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護事業所敷地として、定期借地権を活用し貸付することについて

所在地	区分	数量	相手方
静岡県静岡市 葵区安東三丁目6番	土地	745.56㎡	社会福祉法人 静和会

利用計画	処理区分	用途指定期間
地域密着型介護老人福祉施設敷地 小規模多機能型居宅介護事業所敷地	時価貸付 (50年) (一般定期借地)	貸付期間中

(参考)

- ・ 本財産は、平成30年3月に静岡地方検察庁より引き受けた宿舎跡地であり、令和元年11月の第112回国有財産東海地方審議会へ諮問し、留保財産（※）とした財産です。
- ・ 令和3年4月の第114回国有財産東海地方審議会へ諮問し、本財産に導入すべき施設を「介護施設（特に地域密着型サービス施設）」とする利用方針を決定しました。
- ・ 今後は、鑑定評価など所定の手続きを経て、社会福祉法人静和会と令和4年5月に定期借地契約を締結する予定です。

※ 留保財産とは、国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地のことをいいます。このような国有地は、国が所有権を留保し、売却せずに定期借地権による貸付を行うことで、有効活用（最適利用）を図ることとしています。

【本件にかかる照会先】

東海財務局 管財部 国有財産調整官 加藤
TEL 052-951-2782